

上伊那地域に児童相談所の設置を求める意見書

児童相談所は、子どもの権利を擁護して最善の利益を保障する最前線かつ最後の砦である。しかし、現在、上伊那地域には設置されておらず、伊南4市町村から飯田・下伊那は飯田市の、伊北4市町村から諏訪地域は諏訪市の児童相談所が管轄している。

令和4年の速報値では、全国で児童相談所が児童虐待相談として対応した数は、219,170件。この10年で3倍近く伸びている。長野県全体を見ても、平成27年度は1,761件であったものが、令和5年度は2,774件、率にすると平成27年度比157.52%と増加しており、全国の伸びは下回っているものの高い伸びを示している。

駒ヶ根市とその周辺では、公表されている令和4年度の児童虐待、養護相談件数を基に計算すると、駒ヶ根市が41件、100人の児童に対して0.89件、伊那市が86件同0.82件であるのに対し、周辺で児童相談所のある飯田市は168件同1.16件、松本市は408件同1.15件、諏訪市は83件同1.13件となっており、100人当たりの件数が駒ヶ根市や伊那市は少なく、拠点となる児童相談所が身近になれば、つまり、物理的・心理的距離が遠ければ相談に結び付きにくい可能性がある。

令和5年4月1日施行の「児童福祉法施行令」の改正では、第1条の3第2号で「管轄区域における人口が、基本としておおむね50万人以下であること」また、同第3号で「管轄区域における交通事情からみて、〈略〉通告を受けた場合その他緊急の必要がある場合において、速やかに当該通告を受けた児童の保護その他の対応を行う上で支障がないこと」としている。さらに、「『児童福祉法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令』の公布について(通知)」(令和3年7月21日付厚生労働省子ども家庭局長通知)によれば、「『おおむね50万人』との規定は、〈略〉管轄人口20万人から100万人までの範囲が目安となる趣旨であり、これを踏まえて積極的に管轄区域の見直しを検討されたい」とある。上伊那地域は、人口約17万人ではあるが、その面積は広く、人口での設置基準のみで考えることはできず、第1条の3第3号に規定される交通事情から見て設置は可能と考える。

平成28年の児童福祉法等の一部を改正する法律により、児童虐待の発生予防と児童虐待発生時の迅速・的確な対応のさらなる強化を挙げてから8年経ったが、長野県の児童数は毎年2%前後減少してきているにもかかわらず、相談件数や通告件数が増加傾向にある現実からして、当事者が助けを求めやすい環境の整備、つまり児童相談所の設置は急務である。子どもが虐待で生命を奪われることのない社会の実現、これは行政の責任である。よって、長野県に対し、上伊那地域に児童相談所を早期に設置することを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年12月19日

駒ヶ根市議会

【提出先】長野県知事